

奏の杜 景観形成ガイドライン適合確認申請書 < 戸建住宅地区 >

■申請の対象となる土地			
住 所	奏の杜・谷津 丁目 番 号		
地区計画の区分	地区 (JR津田沼駅南口地区地区計画の地区区分)		
事業者名		建物用途	
■申請者代理人(設計者)			
氏 名	氏 名	建築士登録番号	
連絡先	住 所		
	電話番号	E-mail	
■戸建住宅地区のチェックシート			
<input type="radio"/> 景観形成ガイドラインの各項目について、対応可の場合は□欄に✓印を付してください。 <input type="radio"/> 対応困難な項目がある場合は、特記事項欄にその理由と代替措置を記載してください。			
項目(ガイドライン項目番号)	規制・誘導の概要		対応可
敷地 駐車スペースの配置 (1)-①	・駐車スペースは、道路に対して直角駐車となるよう配置する。		<input type="checkbox"/>
建築物 屋根の形状 (2)-①	・主要な屋根の形状は、勾配屋根とする。(陸屋根は不可とする)		<input type="checkbox"/>
建築物 屋根・外壁の色彩 (2)-②	・屋根及び外壁の色彩は、落ち着いた色彩を基本とし、彩度の高い色彩を使用しない。 【別途詳細基準あり】		<input type="checkbox"/>
緑化 環境緑地 (3)-①	・道路と接する敷地の部分に、幅員 50cm の緑化施設を整備する。 【別途詳細基準あり】		<input type="checkbox"/>
緑化 生垣 (3)-②	・垣又はさくの構造は、生垣その他これに類する植栽とする。フェンス等が必要な場合は、生垣その他これに類する植栽の背後に設置する。 ・生垣の高さは、1.2m程度とする。 *環境緑地内(道路境界から 50cm の範囲)に、フェンス等の工作物は設置できません。		<input type="checkbox"/>
その他 シンボルツリー (3)-③	・道路に面した敷地の部分(環境緑地内も含む)にシンボルツリーを植栽する。 【別途詳細基準あり】 ・敷地内においては、高木を植栽するよう努める。		<input type="checkbox"/>
その他 その他の緑化 (3)-④	・壁面の緑化、駐車場の緑化、プランターの設置等、敷地内の積極的な緑化に努める。		<input type="checkbox"/>
その他 共通アイテム (4)-①	・道路に面した敷地の部分(環境緑地内も含む)に共通アイテムを設置する。 ・共通アイテムは、原則として玄関先のシンボルツリーの植栽枠内に配置する。		<input type="checkbox"/>
その他 環境緑地以外の道路境界部 (4)-②	・環境緑地以外の道路と接する敷地の部分は、幅員 50cm 以上をベージュ系のピンコロ石で舗装する。 ・ただし、玄関アプローチ部については、他の素材を使用してもよいこととする。		<input type="checkbox"/>

その他	付帯設備 (4)-③	・空調、湯沸器等の設備機器類や、電気、水道、ガス等のメーター類は、道路側から目立たないよう、極力設置位置の工夫、植栽による目隠し等の対策を行う。 ・テレビ等の個別アンテナの設置は不可とする。	<input type="checkbox"/>
	駐車スペースの門扉・シャッター (4)-④	・道路に面する駐車スペースは、オープンなものとし、原則として門扉・シャッター等は設置しない。 ・門扉・シャッター等を設置する場合は、以下の通りとする。 ①門扉・シャッターは透視可能なものとし、門柱・門袖・シャッターゲートは、外壁及び外構の仕上げとの統一感又は調和を図る。 ②道路境界から1m以上後退させて設置する。	<input type="checkbox"/>
	土地利用の制限 (4)-⑤	・資材置場、コンテナ倉庫、青空駐車場の土地利用及び機械式駐車場、その他販売機器類の設置は行わない。	<input type="checkbox"/>

特記事項

添付図面（配置図及び外構図、その他特記事項の説明に必要となる図面） 計 枚